

令和5年度第8回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和5年11月9日(木) 開会 9:30~

2. 開催場所

岡垣町役場 301会議室

3. 出欠の状況

(1) 出席農業委員 12名

俵口 和義	桃川 公治	大村 武彦
田中 誠二	野中 良雄	山田 和夫
花田 三枝	門司 雅門	神谷 義幸
木原 緑	廣渡 秀雄	安部 慈人

(2) 欠席農業委員 0名

(3) 出席農地利用最適化推進委員 2名

廣渡 英一	石田 始
-------	------

4. 委員会に附した議案

議案第 28号 農地法第3条の許可申請について

議案第 29号 農地法第5条の許可申請について

5. 事務局出席者

秦 啓 深田 秀信 中井 優介

議長 　ただ今より第8回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 　おはようございます。

議長 　それでは現地確認について事務局をお願いします。

事務局 　今から現地確認に向かいます。対象地は内浦が1件で、農地法第5条申請です。以上です。

議長 　はい、それでは早速現地確認に行きたいと思いますので、暫時休憩いたします。

【現地確認】

議長 　それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、8番の桃川委員、9番の大村委員よろしくお願ひ致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第28号 農地法第3条の許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 　それでは議案の1ページをご覧ください。議案第28号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求め。令和5年11月9日提出、岡垣町農業委員会会長俵口和義。

今回4件の申請が出されていますので、順に説明します。まず1件目です。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は2筆です。1筆目が戸切599-1、地目は田、面積は519㎡、区分は農振農用地、2筆目が戸切599-2、地目は田、面積は519㎡、区分は農振農用地です。位置図を4ページに載せています。国道3号線の岸元の交差点から南に向かった箇所です。それでは別紙でお配りしております調査書の1ページをご覧ください。第1号農地の全部効率利用については、所有地で水稻を栽培しており、農作業への従事者の状況からすべての農地を効率的に利用できるものと見込まれるため不許可には該当しないとしています。第4号農作業常時従事については、耕作に必要な日数である150日以上を超えていますので問題なしとしております。第5号転貸の禁止については、登記簿を確認したうえで譲渡人の所有地である事が確認できておりますので問題なしとしております。第6号地域との調和については、今回の申請地から約1.5kmの場所に居住しており、農作業の効率化や総合的な利用に支障は生じないと見込まれるため問題なしとしております。

続いて2件目です。2ページ目の上段をご覧ください。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は3筆です。1筆目が手野215-1、地目は田、面積は1732㎡、区分は農振白地、2筆目は手野221-1、地目は田、面積は1623㎡、区分は農振農用地、3筆目は内浦55、地目は田、面積は1115㎡、区分は農振白地です。位置図を5ページに載せています。芹田交差点

近くのおおしき周辺の農地になります。

それでは別紙でお配りしております調査書の2ページをご覧ください。第1号農地の全部効率利用については、所有地で水稻や野菜を栽培しており、農作業への従事者の状況からすべての農地を効率的に利用できるものと見込まれるため不許可には該当しないとしています。第4号農作業常時従事については、耕作に必要な日数である150日以上を超えていますので問題なしとしております。第5号転貸の禁止については、登記簿を確認したうえで譲渡人の所有地である事が確認できておりますので問題なしとしております。第6号地域との調和については、周辺集落に居住しており、農作業の効率化や総合的な利用に支障は生じないと見込まれるため問題なしとしております。

続いて3件目です。2ページの下段をご覧ください。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は3筆です。1筆目が内浦13-1、地目は畑、面積は183㎡、区分は農振白地、2筆目が内浦62、地目は田、面積は1165㎡、区分は農振農用地、3筆目が内浦1096-1、地目は田、面積は664㎡、区分は農振白地です。6、7、8ページに位置図を載せています。芹田の交差点周辺の農地となります。

それでは別紙でお配りしております調査書の3ページをご覧ください。第1号農地の全部効率利用については、所有地で果樹を栽培しており、農作業への従事者の状況からすべての農地を効率的に利用できるものと見込まれるため不許可には該当しないとしています。なお、申請人の手野の所有農地においてハウスが長期間放置されている場所がありますが、今回の申請にあたって今後の利用計画を提出してもらい、来年中には撤去されることを確認しております。第4号農作業常時従事については、耕作に必要な日数である150日以上を超えていますので問題なしとしております。第5号転貸の禁止については、登記簿を確認したうえで譲渡人の所有地である事が確認できておりますので問題なしとしております。第6号地域との調和については、周辺集落に居住していること、また、以前は地域で問題もありましたが、近年は農業組合長を務めるなどしておりますので、農作業の効率化や総合的な利用に支障は生じないと見込まれるため問題なしとしております。

続いて4件目です。3ページをご覧ください。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は3筆です。1筆目が内浦1093-2、地目は田、面積は12㎡、区分は農振白地、2筆目が内浦1094-6、地目は畑、面積は163㎡、区分は農振白地、3筆目が内浦1097-6、地目は畑、面積は50㎡、区分は農振白地です。位置図を9ページに載せています。こちらも芹田交差点付近の集落内の農地となります。

それでは別紙でお配りしております調査書の4ページをご覧ください。第1号農地の全部効率利用については、所有地で野菜を栽培しており、農作業への従事者の状況からすべての農地を効率的に利用できるものと見込まれるため不許可には該当しないとしています。第4号農作業常時従事については、耕作に必要な日数である150日以上を超えていますので問題なしとしております。第5号転貸の禁止については、登記簿を確認したうえで譲渡人の所有地である事が確認できておりますので問題なしとしております。第6号地域との調和については、申請地のすぐそばに居住しており、農作業の効率化や総合的な利用に支障は生じないと見込まれるため問題なしとしております。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第 28 号-1 について、何かご意見、ご質問等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 28 号-2 について、何かご意見、ご質問等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 28 号-3 について、何かご意見、ご質問等ございましたら。はい、門司委員。

門司委員 先ほど事務局から説明があったが、今回の申請は第三者からの所有権移転なのか、それとも親族関係の所有権移転なのか。

事務局 親族からの所有権移転です。自宅横に居住している親戚です。

門司委員 今回の申請地を本当に管理するのかという不安がある。先ほど言われていたが、長年放置されているハウスの箇所の利用計画も出されているとのことだったが、仮に何か問題が発生したときに農業委員会に責任が来ないのか不安になった。

事務局 今回の申請の事前相談があった際、他の所有農地の管理をどうしていくのかというのが一番に問題になりました。特に農用地でハウスを長年放置していましたので、そこをどうするのかという計画書、また今回の申請地についてもどのように利用するのかを確認しています。また、今回の譲渡人の方ですが、身体に不調が出てきていること、また子供が遠方に住んでいるということで、将来的に荒廃農地になることを危惧されて親族である申請人への譲渡申請に至ったものであるという背景もあります。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 29 号 農地法第 5 条の許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の 10 ページをご覧ください。議案第 29 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和 5 年 11 月 9 日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。

今回 1 件の申請が出されております。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は 3 筆です。1 筆目が内浦 82、地目は田、面積は 341 m²、区分は農振白地、2 筆目が内浦 83、地目は田、面積は 1363 m²、区分は農振白地、3 筆目が手野 971-1、地目は田、面積は 1263 m²、区分は農振白地、権利内容は所有権の移転で、目的はグループホームと生活介護事業所の建設です。

位置図を 12、13 ページに載せています。場所としては新松原ため池の北側になります。14 ページに計画図を載せています。北側にグループホーム、南側に生活介護事業所を建設予定

です。給水は上水道に接続、汚水については浄化槽を通して隣接の側溝へ放流、雨水についても隣接の側溝へ放流する計画です。15、16 ページに造成図を載せています。申請地の東側に既存施設があり、そちらと一体的に利用する計画で、同じ高さに盛土を行います。許可後すぐに着工しまして、令和6年6月末に完成予定です。17 ページから20 ページは建物の立面図と平面図を載せています。

それでは別紙でお配りしております許可基準チェック表の5 ページをご覧ください。1. 立地基準については、10ha 以上の一団の広がりのある農地となるので、第1種農地となります。続いて2. 一般基準です。1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と融資証明書、残高証明書から問題ないことを確認しております。2 転用行為の妨げとなる権利を有するものの同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後すぐに着工することを確認しているため○としています。6 転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので○としています。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された被害防除計画と水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。説明については以上です。

議長

それでは、私が担当委員となりますので説明します。現地でも説明しましたが、施設への乗り入れにあたり、区から道路拡張の要望を町にしている。また、申請地の南側に農業用配水のパイプラインの配管が通っているので、その箇所には舗装をしないようお願いしている。そのほか排水等については問題ないもとを考えている。

はい、それでは議案第29号について、何かご意見、ご質問等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それではその他の項に入ります。

【その他の事項】

その他

2. 今後の日程について

○福岡県農業会議北九州支部関係者とJA北九幹部との意見交換会

- ・日時：11月10日（金）午後4時から
- ・場所：はつしろ黒崎店
- ・参集範囲：会長、事務局長

○市町村農業委員会会長・事務局長会議

- ・日時：11月20日（月）午後2時から
- ・場所：中小企業振興センター
- ・参集範囲：会長、事務局長

5. 次回の日程について

- ・日時：12月8、11、12日のいずれか午後
- ・場所：岡垣町役場

議長 それでは、以上をもちまして第8回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
